第７６号議案

文京区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和８年１０月２７日

提　出　者　　文京区教育委員会

教育長　　丹羽　恵玲奈

文京区教育委員会規則第　号

文京区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「四月五日」を「四月六日」に改める。

第二十七条第三号中「四月六日」を「四月七日」に改める。

付　則

この規則は、令和九年四月一日から施行する。

文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号）新旧対照表

改正後（案）	現　行
○文京区立学校の管理運営に関する規則 昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号 令和八年　月文京区教育委員会規則第　号 第一章　総則　（略） 第二章　小学校及び中学校 第二条の二　（略） （休業日） 第三条　施行令第二十九条の規定により委員会が定める休業日は、次のとおりとする。 一　夏季休業日　七月二十一日から八月三十一日まで 二　冬季休業日　十二月二十六日から一月七日まで 三　春季休業日　三月二十六日から四月六日まで 四　開校記念日 五　都民の日条例（昭和二十七年東京都条例第七十五号）の規定する日 六　その他委員会が定める日 ２　（略） 第四条～第二十五条　（略） 第三章　幼稚園及び幼稚園型認定こども園 第二十六条　（略） （休業日） 第二十七条　施行令第二十九条の規定により委員会が定める休業日は、次のとおりとする。 一　夏季休業日　七月二十一日から八月三十一日まで 二　冬季休業日　十二月二十六日から一月七日まで 三　春季休業日　三月二十四日から四月七日まで 四　開園記念日	○文京区立学校の管理運営に関する規則 昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号 第一章　総則　（略） 第二章　小学校及び中学校 第二条の二　（略） （休業日） 第三条　施行令第二十九条の規定により委員会が定める休業日は、次のとおりとする。 一　夏季休業日　七月二十一日から八月三十一日まで 二　冬季休業日　十二月二十六日から一月七日まで 三　春季休業日　三月二十六日から四月五日まで 四　開校記念日 五　都民の日条例（昭和二十七年東京都条例第七十五号）の規定する日 六　その他委員会が定める日 ２　（略） 第四条～第二十五条　（略） 第三章　幼稚園及び幼稚園型認定こども園 第二十六条　（略） （休業日） 第二十七条　施行令第二十九条の規定により委員会が定める休業日は、次のとおりとする。 一　夏季休業日　七月二十一日から八月三十一日まで 二　冬季休業日　十二月二十六日から一月七日まで 三　春季休業日　三月二十四日から四月六日まで 四　開園記念日

五　都民の日条例の規定する日 六　その他委員会が定める日 第二十七条の二～第三十条　（略） 第四章　雑則　（略） 付　則 この規則は、令和九年四月一日から施行する。	五　都民の日条例の規定する日 六　その他委員会が定める日 第二十七条の二～第三十条　（略） 第四章　雑則　（略）